

地域密着型サービス事業の指定及び指定更新の申請スケジュールについて

地域密着型サービス事業の指定及び指定更新申請をされる場合は、申請書類を高齢福祉課まで郵送もしくは持参にて提出してください。ただし、指定申請については、申請書類の提出前に事前協議が必要となりますので、事前協議の電話予約をしてください。(高齢福祉課:06-6902-6301)

また、同時に総合事業の指定及び指定更新申請する場合は、別途総合事業の申請も必要となりますのでご注意ください。

なお、申請書類の補正完了・審査手数料の納付後、地域密着型サービス等運営委員会に諮る必要がありますので、以下に記載するスケジュールを参考に、余裕をもって申請を行ってください。

指定/更新月	スケジュール	
【指定】 4月1日 5月1日 【更新】 3月末 4月末	事前協議	1月20日まで
	提出期間	1月1日～2月5日(補正完了・納付書交付)
	現地確認	2月15日まで
	改善報告 提出期限	2月末日まで
	納付期限	市が指定する期限
	(3月開催) 地域密着型サービス等運営委員会	
	【指定】 6月1日 7月1日 【更新】 5月末 6月末	事前協議
提出期間		3月1日～4月5日(補正完了・納付書交付)
現地確認		4月15日まで
改善報告 提出期限		4月末日まで
納付期限		市が指定する期限
(5月開催) 地域密着型サービス等運営委員会		
【指定】 8月1日 9月1日 【更新】 7月末 8月末		事前協議
	提出期間	5月1日～6月5日(補正完了・納付書交付)
	現地確認	6月15日まで
	改善報告 提出期限	6月末日まで
	納付期限	市が指定する期限
	(7月開催) 地域密着型サービス等運営委員会	
	【指定】 10月1日 11月1日 【更新】 9月末 10月末	事前協議
提出期間		7月1日～8月5日(補正完了・納付書交付)
現地確認		8月15日まで
改善報告 提出期限		8月末日まで
納付期限		市が指定する期限
(9月開催) 地域密着型サービス等運営委員会		
【指定】 12月1日 1月1日 【更新】 11月末 12月末		事前協議
	提出期間	9月1日～10月5日(補正完了・納付書交付)
	現地確認	10月15日まで
	改善報告 提出期限	10月末日まで
	納付期限	市が指定する期限
	(11月開催) 地域密着型サービス等運営委員会	
	【指定】 2月1日 3月1日 【更新】 1月末 2月末	事前協議
提出期間		11月1日～12月5日(補正完了・納付書交付)
現地確認		12月15日まで
改善報告 提出期限		12月末日まで
納付期限		市が指定する期限
(1月開催) 地域密着型サービス等運営委員会		

※申請書類の補正完了後、審査手数料の納付書を交付します。納付期限までに指定金融機関で納付してください。

※期限となる日が土・日・祝日であればその翌日とします。